

経 済 産 業 省

20250404保第1号
令和7年4月8日

化学物質審議会
会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 武藤 容治

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が6のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が6のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサノー１－スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものに係る法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の指定